

[優秀賞]

事実の探求

赤堀順一郎 大阪弁護士会・65期

はじめに

「今、われわれの心証は、先生とまったく同じです。この事件は、完全にこちらの間違いです。そのような方を被告人席に座らせるわけにはいかない。」

第1回公判期日の朝、検察庁からかかってきた電話の中で、検察官が発した言葉である。

警察および検察の杜撰極まりない捜査によって、無実の男性が窃盗の疑いをかけられ、計85日間もの身体拘束を受けていた。今回、この男性の弁護を担当し、無実を明らかにし、公訴取消しを得ることができた。その過程をご紹介します。

逮捕直後の弁護活動

1 私が今回弁護をすることになった男性は、2013（平成25）年1月13日の深夜に、コインパーキングで、駐車中の自動車車内から給油用カード（掛売りカード）2枚を窃取した（車上荒らし）という被疑事実で、事件から約3カ月経った4月24日に突然逮捕された。逮捕の翌日である4月25日に、男性の妻からの依頼を受けて警察署に接見に行き、事件のことを尋ねると、男性は「まったく身に覚えがない」と話していた。

初回接見では、事件の認否、関連する事実、被疑者の身上等さまざまなことを聞き取る。事件の詳細は掴めないながらも、男性には安定した職業と、妻と子ども2人の幸せな家庭があることがわかった。また、男性は、1月13日の朝早くから家族でスキー旅行に出かけていた。このようなことを聞き取っていくうちに、大切な家族と旅行に出かける当日の未明に、わざわざ家を抜け出し、わずかな利益を得るために車上荒らしを行うということが納得できなかった。

「なぜこんなことになっているのか本当にわからないんです」。この男性の言葉と、動揺しながらも真剣

な目が記憶に残っている。

その接見の帰りに、私は男性が刑事から聞いていた事件発生現場に行ってみることにした。

2 私が修習生の頃、指導を受けた検事がいた。その検事は今でも私が心服する検事であるが、検察修習中にある事件を担当した私は、修習生が一度は経験する「この証拠は？ この証拠は？」という検事の質問攻めにあっていた。私が、「それは警察の捜査報告書に写真が添付してあって」と言うと、検事は「もとの資料を見たのか？ 事実認定をする我々が直接確かめないとだめだ。自分の目でしっかりと確認することが大事なんだ」と叱られたことが心に残る。

3 現場のコインパーキング周辺で、防犯カメラを探して歩き回ったが、見つからなかった。近くにあった深夜まで開いている居酒屋も訪ねてみたが、手ごかりはなかった。男性が車上荒らしをした、という事実は、2013年1月13日午前5時39分に、近くのセルフ式ガソリンスタンド（以下、「GS」という）で、その窃取された給油カードを、窃取された時間に近接して使用し、ガソリンを給油した、といういわゆる盗品の近接所持を間接事実として、そこから推認されたものであった。

翌26日、再び接見に行った帰りに、そのGSに赴き、給油機の位置や機械を確認し、実際に給油も行ってみた。ちょうど店舗に居た店長さんにも挨拶をし、給油機や事件について尋ねてみた。このときはとくに手ごかりは得られなかった。しかし、この店長さんへの挨拶があとあと大きな成果をもたらす。

4 男性には、当初から一貫した黙秘を指示していた。男性から話を聞いていると、「現金払いのはずだが、もし現金で支払っていないとすれば、このクレジットカードを使って……」等と警察官から言われたまま

の事実を前提にしており、その話の内容に不合理な点があった。

今振り返ってみれば、それもそうだろう。警察官が前提にしている給油カードの使用という事実がそもそも存在しないのだから。盗品の近接所持事案では、見解によっては、その所持につき合理的な弁解をできないことが、犯人性推認の根拠にされてしまいかねない。そこで、男性には黙秘をさせるほかはないと決断した。「何があっても完全に黙秘してください。仮に何か話してしまっても一切調書にはサインしないでください。あとは私がなんとかします」。黙秘の指示には自信があった。今でも最善の選択だったと考えているが、「なんとかする」という言葉に絶対の自信があったかと聞かれれば、どうだっただろうか。

勾留、そして再逮捕へ

1 男性の長い留置場での生活が始まった。黙秘を指示している以上、取調べの状況を逐一把握し、孤独に耐える男性を励まし続けることは弁護人の義務である。ほぼ毎日のように接見に行き、男性を励まし、取調べの内容から何かヒントが得られないか探っていた。

男性の妻に、自宅や男性の車が駐車してあった駐車場周辺を案内してもらい、防犯カメラを探して回った。仮に男性が車上荒らしをしているとなれば、夜中に自宅を抜け出す男性の姿が写っているはずである。見つかった防犯カメラについては、検察官に捜査の有無を尋ねた。しかし、警察は3カ月もの間、これらの防犯カメラ映像を捜査してはいなかった。私は愕然とし、検察官に捜査要望書を出した。しばらく後に検察官から返ってきた結果は、事件から時間が経っていて、映像は消去されているというものであった。有力な証拠のひとつがないということが残念であると同時に、基本的な捜査をせずに、証拠を散逸させてしまった警察に腹が立った。

2 男性の妻は、毎日面会に訪れていた。面会時間はわずか20分であるが、その時間は2人にとってかけがえのないものだっただろう。子どもの面倒を見ながら、毎日面会に行き、男性が勤務している会社とも連絡をとって調整を行う男性の妻に頭が下がる思

いだった。

男性の否認は頑なで、揺るぎのない否認だった。取調官から暴言を吐かれることもあるようだったが、完全に黙秘してくれていた。そんな男性を見て、捜査機関が保有する証拠には、どこか間違いがあるだろうと、本気で思っていた。しかし、それが何かわからなかった。連日の接見の帰りには、何回もコインパーキングやGSを訪れた。コインパーキングで、その事件のときの残骸であろうか、大量の車の窓ガラスの破片を眺めながら頭を抱えていた。これといった手がかりは見つからないが、新人である私を信じて、じっと取調べに耐える男性と、気丈に振る舞う妻の期待に応えたかった。

3 勾留延長を経て、その最終日である5月15日に、処分保留で釈放するという連絡が検察官から入った。しかしながら、それと同時に、今度は間接事実であったガソリンの窃取を独立の犯罪として構成し、この被疑事実で再逮捕するということが同時に伝えられた。予期していたこととはいえ、接見に行く足取りは重かった。

この頃には男性も相当疲れてきていた。がっかりした男性を接見で見るのはつらかった。焦りが募ってきていたが、できることをやるしかない、と自分に言い聞かせていた。

この事実でも、男性は勾留延長された。これには、第1事実の逮捕から32日もあれば、基本的事実関係を同じくする第2事実についても捜査は尽くされているはずだと準抗告を申し立てたが、あっさり棄却された。しかし、延長前の勾留でも、男性の黙秘が固いとみたのか、取調べらしい取調べはほとんど行われず、あっても自白を迫るようなものであった。のちにわかったことだが、公判提出予定証拠として開示された証拠の中に、第2事実の勾留延長中に作成された証拠書類など存在しない。いったい、この間何をしていただろうか。まさに「人質司法」そのものである。

男性、妻、私の願いもむなしく、男性に対しては6月4日、ガソリン窃取の罪で公判請求がなされた。同時に、この段階で接見等禁止決定が付された。

克己、尽力、楽天

1 まずは、保釈である。被害額は数千円程度と多額とはいえないながらも、黙秘して否認中の男性には、手ぶらでの保釈は厳しいのではないかと考えていた。そこで、何度も会って良好な関係を築いていたGSの店長さんをお願いをすることにした。店長さんは、ガソリンの代金はカード会社から支払われており、純粹に被害者という気持ちはないし、証拠関係は警察が来て持っていったので何も残っていませんよ、と言ってくれていた。そこで、これらの事実をもとに男性の保釈を認めてもらいたいという上申書を書いてもらえないかお願いすると、快く応じてくれた。

これらを添付して渾身の保釈請求書を書いた。裁判官との面談でもかなり粘って話をした。結果が出るまで少し時間がかかったので期待もしたが、最終的に却下された。準抗告も申し立てたが、だめだった。

次はなんととしても妻との接見禁止を解かなければならない。毎日わずか20分の、しかし凝縮されたかけがえのない時間を奪われた妻の悲しみはいかばかりだっただろうか。察するに余りある。「先生、なんととしても接見禁止だけは……。お願いします……」。悲痛ともいえる妻の訴えを聞いて気合を入れた。

本件での接見等禁止決定は、法の解釈、適用を誤っている、という確信を持っていた私は、接見禁止一部解除の申立てではなく、接見等禁止決定に対する準抗告の申立てで勝負することにした。誤りは、誤りとして、厳に指摘せねばならない。結果、原決定は取り消された。捜査段階では接見禁止が付されておらず、私と警察官立会いの妻のみが面会している被疑者勾留中に、どのようにして勾留のみでは防止することのできない高度の罪証隠滅のおそれ、逃亡のおそれが生じたと判断できたのだろうか。今も理解に苦しむところである。「ありがとうございます」。わずかな喜びだったかもしれないが、男性の妻の言葉が、私を勇気づけた。

2 手続面ですべきことが終われば、いよいよ男性の疑いを晴らさなければならない。この時点でも有効な手がかりは見つけられていなかった。男性に「なんとかする」と言った約束は、果たせるのだろうか。検察官から公判提出予定の証拠が開示されるまで、不

安を打ち払うように、現場のコインパーキング、GSを歩いて回った。しかしやはり手がかりは見つからない。行き詰っていた。しかし、男性自身が感じていた閉塞感、焦燥感は、私が感じていたそれとは比べものにならなかったのだろう。この頃、初めて男性から接見要請を受けて警察署に赴くと、悲痛な面持ちの男性はこう話し始めた。

「先生、いろいろ考えたのですが、起訴されてしまつて無罪になることは確率的には低いつて聞いています。今は、手がかりもないし、このまま否認を貫き通して実刑判決を受けるよりは、もう認めて、被害弁償をすれば少なくとも刑務所に行かなくていい。もう、認めてしまおうと思うんです」。

衝撃だった。男性にこのような気持ちにさせてしまう自分が情けなく、力のなさを悔やんだ。けれども、この時点で20回を超える接見を経て、男性のことをよく知り、男性の妻とも頻繁に連絡をとっていた私は、完全に男性が「シロ」だと思っていた。

「私は、あなたがやってないと思っている。奥さんもそうだ。仮に刑務所に行かなくても、有罪判決を受ければ、前科は一生ついて回る。私がやっていないと思うあなたに無理やり前科をつけさせるわけにはいかない。もう一度よく考えてほしい。もうすぐ証拠が開示されるから、それを見ればヒントがあるはずだから」。

接見から帰り、男性の妻にこのことを伝えると、「そうですね……。私は主人を信じています。主人が警察に捕まっていることを子どもには言っていない。長期の出張ということにしていますが、もう子どもも限界で、毎日泣いています。主人と電話ができないので、この間新しい携帯電話を買って、主人のふりをして子どもにメールを送っています。先生、主人のこと、よろしく願います」。

男性の力になれるのは自分しかない、あらためてそう思うと同時に、なんとか男性をもとどおりに社会に戻してあげたい、男性の妻の言葉は強く私を突き動かした。

3 6月24日、いよいよ検察官から証拠の開示を受けた。公判期日は7月17日に設定され、残された時間はわずか約3週間しかない。開示された証拠に目を通していると、不可解な点に気づいた。男性は当

初から、事件発生時刻である「5時39分」に近接して本件GSで給油したことは間違いない、と言っていた。捜査報告書に添付された、GSの防犯カメラ映像を撮影した写真にも男性の姿が写っていた。その写真の左上には、防犯カメラの表示時刻が写っていたが、その時刻は「5時42分」だった。この時刻が、捜査報告書を作成した警察官によって補正されていたわけだが、補正の内容は、「同店設置の防犯カメラ映像の表示時刻にあつては実際時刻より3分早いものである」という記述であった。結論から言えば、この補正された時間が間違っていた。防犯カメラの時刻が補正されている証拠は頻りに目にするが、必ず何らの基準と比較してそのずれを補正している。最も多いのはNTT時報との比較であろう。しかし、この捜査報告書には一切その記載はなかった。

時刻の正確性が突破口ではないか、と感じた私は、男性の妻に事務所に来てもらい、事件当日の状況を、証拠とともにもう一度詳細に聞き取ることにした。男性一家は、事件当日、午前5時30分頃に自宅を出発して、旅行に出かける途中、自宅近くの、いつも利用する本件GSで給油をし、そのまま高速道路に乗っていた。また、このGSで給油を行う際は、現金で、かつ値引き用のカードを用いて給油する、現金以外で給油をすることはなく、と聞いていた。

しばらく話していると、男性の妻が「主人が逮捕された4月24日、私も警察署で事情を聴かれている際、車のETC通行履歴を見せられました。5時40分に高速の入口を通過した、つてなっていました」と語ってくれた。

私がGSに赴いて、そこから事務所に帰るには、事件当日男性が利用した高速入口と同じところを利用していた。正確に時間を測ったことはなかったが、何回もGSから高速入口間を走行していたことから、車でその両地点間を1分少々で移動することがおよそ不可能であることは、すぐにわかった。男性が5時40分に高速道路の入口を通過しているのであれば、男性が5時39分にGSで給油できるわけがない。突破口を掴んだ。

4 まずは、男性が高速道路の入り口を通過した正確な時間の証拠を得なければならぬ。ETCカードの番号をもとに、高速会社に問い合わせたが、履

歴は保存期間が過ぎていた。ETCカードを発行している会社に照会しても、同じだった。最終的にはインターネット上でETC利用履歴を照会できるサービスの存在を知り、ここで男性が5時40分に高速道路の入口を通過していることが確認できた。その記載時刻の正確性も、高速会社に問い合わせた30万年に1秒の誤差しか生じないという証拠を得た。「この証拠は？ この証拠は？」、先の検事の声が聞こえてくるような気がしていた。次に、GSに行き時報をスピーカーで流しながら防犯カメラの表示時刻を店長さんに確認してもらおうと、時刻は約10分ずれていた。時刻のずれは3分ではなかったのだ。ビデオカメラでこの様子も撮影した。

5 検察官から開示された証拠には、5時39分にGSで給油カードを用いた給油がなされたことを示すレシート、GSに設置された来店履歴管理システム(来店した車両のナンバープレートを自動で読み取り、その番号を時系列で並べデータとして管理するもの)のデータがあった。男性はGSの1番給油機で給油していたが、男性の車両の1台後、6分後に同じく1番給油機に停車し、男性と同じくレギュラーガソリンを給油している車両が存在することがこの両証拠から認定できた。時刻のずれを考えると、盗難された給油カードを用いて給油を行ったのは、男性の次に来店した車両に乗っていた人物である可能性が高い(もちろんその車の所有者であると直ちに認定できないことはいふまでもない)。そうすると、盗難カードでの給油を記録したレシートの1つ前のレシート、これが現金給油で、値引きカードを用いたものであれば強力な証拠になる。必ずあるはずだ、GSに開示をお願いした。

しかし、このレシートの控えは税法上の保管義務があり、会社にとっては極めて重要な資料だった。一弁護士である私に、そうやすやすと開示してくれる筋合いのものではない。何度お願いしたが、顧問弁護士を通してほしい、とのことであった。幸い顧問の先生は、私の事務所近くに事務所を構えておられて、面談を申し込んで事務所へ赴いた。

6 勝負の時である。私は、「先生、これは無罪、無実の事件なんです」。そういった私に、先生は半信

半疑の顔をされていた。それもそうだろう、登録間もない新人弁護士が事務所に来て、検察官が起訴した事件について「無実」と声高に言う。極めて奇異に映ったことだろう。しかし、私も必死だった。検察官の開示証拠と、これまでに自ら集めた証拠を示して、できる限りわかりやすい「立証」をした。ここで先生を説得できなければ、この先検察官も、裁判官もきつとだめだろう、そう思っていた。

「これは、大変な事件ですね。言い方は悪いかもしれませんが、私もワクワクする、すごい事件だ」。そう言うと先生は、手元の資料をめくられてから、「たしかにそのとおりのレシートがありますね」とおっしゃられた。やってやった!! そう思った。

7 私は、先生からレシートの写しをいただき、それを抱えてまたGSへと走り、レシートの内容について説明する店長さんの供述調書を作成した。それから、警察署に行って男性と接見し、すべての経緯を男性に話し「もう大丈夫です、安心してください」と笑顔で言った。男性のきよとんとした安堵の表情が忘れられない。

あとは詰将棋だった。事件が起こったのと同じ、日曜日朝午前5時頃、男性の妻とGSに集合し、カメラとストップウォッチ片手に、高速道路の入口まで車を走らせた。2回の実験の結果、距離は6.4キロメートル、走行に要した時間は7分および8分33秒であった。やはり到底1分で移動できる距離ではない。男性の疑いを晴らす証拠はすべて揃った。

突きつける思いで

公判期日が1週間後に迫った7月10日、これらの証拠を検察官に突きつける思いで開示した。翌日、翌々日となかなか証拠意見は返ってこないが、電話で話す検察官からは若干の焦りを感じた。

罪状認否、弁護側冒頭陳述、保釈請求書をそれぞれ起案しながら、じっと待った。男性とは、「大丈夫、私は自信あります。保釈も期待している。ここで会うのも最後かもしれないですよ」、「先生ほんとですか？

早く出たいですよ」。認否を詰めながら接見室で2人、笑った。

そして迎えた7月17日公判当日、午後からの期日だったが、朝早く検察庁から電話がかかってきた。電話口の検察事務官は「先生、裁判所で上席が待っています、何時ならお会いできますか」と言っていた。「ああ、ようやくわかってもらえたのか……」と安堵した直後、上席検察官から電話が入り、冒頭の言葉につながる。かくして男性の勾留は取り消され、長かった85日間の身体拘束は終わりを迎えた。釈放された男性と妻からの電話を私は事務所で受けた。「ありがとうございます……」。声にならない声でそう言ってくれる男性に、私も感極まって泣きそうになりながら、「よかったですね。本当によかったですね」と絞り出した。

未来へ

今から約1年前、司法修習の修了式で答辞を読んだ。内容すべてを覚えてはいないが、「皆様に授けていただいたことは、事実の探求と、その事実へ国民誰もが納得できる適切な評価を加えること」と言ったことを覚えている。そのときは、漠然とした言葉だったが、今あらためて、事実を探求すること、そのために証拠を探すことの重要性がよくわかる。狙いを定めるところに証拠が存在し、運もよかった。男性の力になれたことを本当に嬉しく思う。

男性は捜査中、取調べにおいていわれなき暴言を吐かれ、妻も警察官からひどい仕打ちを受けていた。私が聞く限り、これらの捜査過程には事実を探求する姿勢などまるでうかがえず、捜査の名に値しない。これら初期捜査の不備のせいであろうか、真犯人が判明したという情報はない。

冤罪は、まさに今そこに存在する。警察、検察は今回の事件を踏まえて、あらためて捜査とは何か、事実の探求とは何か、大いに反省してもらいたい。私自身も、この事件から多くを学んだ。この経験をまた未来に生かしたい。

そしてなによりも、想像を絶する不利益を受けた男性が、平穏な日々を取り戻し、家族に幸せな未来が訪れることを願う。

(あかほり・じゅんいちろう)